

# ● 門司植物防疫所からのお知らせ ● 【追加資料】

平成28年7月5日

## I 植物検疫証明書への追記方法 (Anastrepha属を除く)

- 栽培地での検査を行った旨の追記 (Additional declaration) には以下の2つの方法
  - “Fulfills item ● of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)”  
注) ●には項目番号を記入します。
  - 要求事項の内容を英文等で記載  
要求事項の英文は、農林水産省のホームページに掲載しています。  
「農水省ホームページ→組織・政策→消費・安全局→植物防疫/植物検疫に関する情報→輸入検疫の対象となる病害虫及び輸入植物検疫措置の見直し→2. パブリックコメントの募集、公聴会、諸外国への通知 → (3) 諸外国への見直し案の通知 (WTO・SPS通報) → 諸外国への通知内容」  
【[http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi\\_4ji.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi_4ji.html)】
- 複数種が関係する場合の追記方法  
例) インドネシアからみかん属の苗を輸入する場合  
→ ミカンクログコナジラミ、Guignardia citricarpa 及びカンキツ類てんぐ巣病菌に対する栽培地での検査が必要  
追記: “Fulfills item 1, 17 and 18 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)”
- 対象が栽培地検査 (規則別表1-2) 及び輸出国での特別な措置 (規則別表2-2) にまたがる植物の場合  
追記: “Fulfills item ● of the Annexed Table 1-2 and item ● of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)”  
注) ●には項目番号を記入します。
- 栽培地検査対象植物の再輸出に係る植物検疫証明書の追記

原産国が対象国の場合	再輸出国の再輸出証明書 (Re-PC)
+	
原産国の植物検疫証明書 (PC) に日本が求める追記 が必要	

- 注) ・原産国のPC上の追記を再輸出国が転記することはできません。  
・自国が実施していない検疫措置をPCに追記することはできません。

## II 栽培地検査に関する輸出国への要求事項 【規則別表1-2関係】

検疫対象有害動植物	要求事項
1 <i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクログコナジラミ)	本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前の3か月間、毎月1回栽培地検査(葉裏に渦巻状に産み付けられた卵の有無並びにすす病で汚染された葉裏の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査)を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
2 <i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	当該植物の収穫までの2か月間、本害虫についてトラップによる監視及び防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、定期的に栽培地検査を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
3 <i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいなかったことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
4 <i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ)	
5 <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)	

検疫対象有害動植物	要求事項
6 <i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
7 <i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	
8 <i>Meloidogyne enterolobii</i>	
9 <i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)	
10 <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちょう病菌)	採種用の親植物について、本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、生育後期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
11 <i>Phytophthora kernoviae</i>	本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
12 <i>Phytophthora ramorum</i>	
13 <i>Apiosporina morbosa</i>	当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
14 <i>Ceratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
15 <i>Deuterophoma tracheiphila</i>	当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
16 <i>Eutypa lata</i>	
17 <i>Guignardia citricarpa</i>	
18 <i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌)	
19 <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)	採種用の親植物について、生育後期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
20 <i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
21 <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	採種用の親植物について、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
22 <i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
23 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトルーモザイクウイルス)	
24 <i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、当該植物の生育初期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

### Ⅲ 輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

【規則別表2-2関係】

検疫対象有害動植物	要求事項
1 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)	輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長の認定を受けた作業計画(ワークプラン)に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、(2)の措置を行った場合は、その旨(当該措置を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載すること。 (1)本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。 (2)輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。
2 <i>Anastrepha grandis</i>	
3 <i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)	
4 <i>Anastrepha obliqua</i> (ニシインドミバエ)	
5 <i>Anastrepha suspensa</i> (カリブミバエ)	
6 <i>Bactericera cockerelli</i>	本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
7 <i>Bactericera nigricornis</i>	

検疫対象有害動植物	要求事項
8 <i>Bactericera trigonica</i>	本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
9 <i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)	本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前に、茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
10 <i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジュウイチホシウリハムシ)	本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
11 <i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ)	
12 <i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチブトゾウムシ)	
13 <i>Scolytus multistriatus</i> (セスジキクイムシ)	当該植物が輸出される前に、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
14 <i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパニレノキクイムシ)	
15 <i>Trioza apicalis</i>	本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
16 <i>Phytophthora kernoviae</i>	培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で75分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
17 <i>Phytophthora ramorum</i>	
18 <i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i>	当該植物が輸出される前に、本菌の媒介害虫の付着の有無並びに本菌による葉の黄化・萎凋の病徴、枝枯れの病徴及び枝又は幹の樹皮を剥くと現れる褐色の条斑等の病徴の有無の検査(疑わしい症状に対する精密検定を含む。)を行って本菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 (1)採種用の親植物について、本細菌に有効な方法で消毒された種子又は本細菌に侵されていないことが確認された種子から生産され、収穫期前(果実の成熟期)に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査(疑わしい症状に対する精密検定を含む。)を行うこと。 (2)種子について、栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検定を行うこと。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行うこと。
20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、当該植物の生育期中又は輸出検査時に、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
21 <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3	(1)花粉について 本細菌の発生がない状態が維持されているほ場として輸出国植物検疫機関が指定するほ場で栽培された花から採取され、かつ、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。  (2)花粉以外の生植物について 本細菌の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で栽培され、本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

検疫対象有害動植物	要求事項
22 <i>Spiroplasma citri</i>	当該植物の展葉期に、ELISA法等の適切な血清学的方法又はPCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
23 <i>Xylella fastidiosa</i>	
24 <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイルス)	<p>(1)種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2)生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
25 <i>Pepino mosaic virus</i>	<p>(1)種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定にあっては最大250粒ずつ、RT-PCR法等の遺伝子的手法による検定にあっては最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2)生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
26 <i>Columnnea latent viroid</i>	<p>(1)種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2)生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
27 <i>Mexican papita viroid</i>	生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
28 <i>Tomato apical stunt viroid</i>	(1)種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。
29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	
30 <i>Pepper chat fruit viroid</i>	
31 <i>Tomato planta macho viroid</i>	(2)生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

## IV *Anastrepha* 属に関する追記

### 1. メキシコに分布する種

- ・*Anastrepha fraterculus* (ミナミアメリカミバエ)
- ・*Anastrepha ludens* (メキシコミバエ)
- ・*Anastrepha obliqua* (ニシインドミバエ)

#### ①メキシコ合衆国ソラ州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州及びシナロア州におけるアナストレファ属ミバエに対する検疫措置に係るワークプラン 【無発生地域】

対象植物(現行): マンゴウ、グレープフルーツ、オレンジ及びマンダリン生果実

“These regulated articles are originated of a pests free area.”

#### ②メキシコ産マンゴウ生果実に対するワークプラン 【温湯処理、強制通風加熱処理】 証明書の消毒欄に処理内容の記載

(The Certificate will include the treatment specifications, date and facility registration number.)

A) “According to the inspection, this product is not infested by fruit flies.”

B) “This product is not from the State of Chiapas. And in case of a med fly outbreak in another different state to Chiapas, the name of this state will be written in the additional statements section.”

#### ③メキシコ合衆国産グレープフルーツ及びオレンジの生果実の対日輸出に係るワークプラン 【臭化メチル、低温処理、強制通風加熱処理】

“The fruits were not produced in Chiapas(\*) and treated in concordance with the work plan exporting grapefruit(or orange) from Mexico to Japan.”

(\*もし、チチュウカイミバエ (*Ceratitis capitata*) がチアパス州以外の州で発見された場合は、その州を \* に記すこと)

#### ④メキシコ産グレープフルーツに関し日メキシコ植物検疫機関が定めた取扱に係るワークプラン 【システムズアプローチ】

[早生品種の証明の場合]

“The fruit having been produced outside the State of Chiapas, harvested during the period July 1 to November 30, this shipment destined for Japan apparently is free of fruit fly.”

[一般証明手続きに基づいて証明される場合]

“This fresh fruit has been produced outside the State of Chiapas as a result of trap surveys, ground and /or aerial bait sprays, the present shipment destined for Japan apparently is free of fruit fly.”

### 2. 米国フロリダ州に分布する種

- ・*Anastrepha suspensa* (カリブミバエ)

#### ①米国フロリダ州産カリブミバエ寄主生果実に関し日米植物検疫機関が定めた取扱に係るワークプラン

- ・臭化メチルくん蒸

フロリダ産グレープフルーツ、オレンジ、ライム(ペルシャンライムを除く。)、オロブロンコ、タンジェロ、タンジェリン、ポメロ、マンゴウ及びその他のカリブミバエ寄主生果実(サワーレモン *Citrus limon* を除く。)

- ・低温処理

フロリダ産グレープフルーツ、オレンジ、タンジェリン、ポメロ、オロブロンコ及びゴレンシ

- ・検疫管理地域

フロリダ産オレンジ、グレープフルーツ、ポメロ、オロブロンコ、タンジェロ及びタンジェリン

【検疫管理地域】

- ・スタンダードシーズン証明手続きに基づいて証明された果実の場合

“Having been harvested during the period August 1 to April 15 and inspected by the US PPQ, the subject shipment destined for Japan is not believed to be infested by the Caribbean fruit fly.”

- ・ポストスタンダードシーズン証明手続きに基づいて証明された果実の場合

“As a result of trap surveys, ground and / or aerial bait sprays and export inspection by the US PPQ, the subject shipment destined for Japan is not believed to be infested by the Caribbean fruit fly.”

【低温処理及び臭化メチル】

- ・短期間低温処理(植物検疫証明書の余白部分に次の付記)

“The subject fresh fruits were produced in (an) area(s) where the infestation density of the Caribbean fruit fly was low. Upon completion of the dissection examination of the fruit sample collected at random from the lot covered under this certificate, no live Caribbean fruit fly was detected.”

## V 施行日前後の対応

### 1. 禁止品の見直しにより追加された輸入禁止植物（平成28年11月24日施行）

前	施行日	後	対応
届出 → 卸 下 →	検 査		検査品
卸 下 → 届 出 →	検 査		検査品
届 出 →	卸 下	→ 検 査	禁止品
卸 下 →	届 出	→ 検 査	検査品

- ・輸入禁止植物は日本に卸下した日での判断となります。
- ・施行日前に卸下された場合は輸入禁止植物には該当しません。
- ・施行日前の輸入検査結果に基づく検疫措置命令は施行日以降も有効です。

### 2. 新規に追加された輸出国での特別な措置の対象植物（平成28年11月24日施行）

前	施行日	後	対応
届出 → 卸 下 → 検査			特別な措置の対象外
届 出 → 卸 下 →	検 査		特別な措置の対象
卸 下 → 届 出 →	検 査		特別な措置の対象
届 出 →	卸 下	→ 検 査	特別な措置の対象
卸 下 →	届 出	→ 検 査	特別な措置の対象

- ・特別な措置の対象植物は輸入検査実施日での判断となります。
- ・施行日前に輸入検査を行った場合は特別な措置を必要とする植物には該当しません。
- ・施行日以降に輸入検査される特別な措置対象植物で、植物検疫証明書に追記がない場合は、輸入禁止となります。

### 3. 新規に追加された栽培地検査の対象植物（平成29年5月24日施行）

前	施行日	後	対応
届出 → 卸 下 → 検査			栽培地検査の対象外
届 出 → 卸 下 →	検 査		栽培地検査の対象
卸 下 → 届 出 →	検 査		栽培地検査の対象
届 出 →	卸 下	→ 検 査	栽培地検査の対象
卸 下 →	届 出	→ 検 査	栽培地検査の対象

- ・栽培地検査の対象植物の輸入検査実施日での判断となります。
- ・施行日前に検査を行った場合は栽培地検査の対象植物には該当しません。
- ・施行日前の輸入検査結果に基づく検疫措置命令は施行日以降も有効です。
- ・施行日以降に輸入検査される栽培地検査の対象植物で、植物検疫証明書に栽培地検査に関する追記がない場合は、輸入禁止となります。